

令和3年第2回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

令和3年5月13日 開会

}

令和3年5月13日 閉会

吉田町議会

令和3年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月13日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第31号～議案第35号の一括上程、説明	2
○議案第31号の質疑、討論、採決	8
○議案第32号の質疑、討論、採決	9
○議案第33号の質疑、討論、採決	9
○議案第34号の質疑、討論、採決	10
○議案第35号の質疑、討論、採決	11
○日程の追加について	11
○議長辞職の件	12
○日程の追加について	12
○議長選挙	13
○議長就任挨拶	14
○日程の追加について	15
○副議長選挙	15
○副議長就任挨拶	16
○日程の追加について	16
○議席の一部変更	17
○常任委員会委員の選任	17
○議会運営委員会委員の選任	18
○日程の追加について	19
○議会閉会中の継続調査について	19
○町長挨拶	20
○議長挨拶	20
○閉会の宣告	20

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

久しぶりでございますけれども、議員の皆様のお元気な顔に接し、嬉しく思います。臨時会でございますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

---

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） 本日は、1番、福世義己君から欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は12名であります。

ただいまから令和3年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので御了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、山内 均君、10番、八木 栄君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎議案第31号～議案第35号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第3、第31号議案から日程第7、第35号議案までの5議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について3件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件の合計5件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第31号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、扶養親族申告書等の電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴う規定の整備など、法改正に沿った所用の改正を行うものでございます。

第32号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第31号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが本年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、宅地等に対して課税する特例適用期間を延長するなど、法改正に沿った所用の改正を行うものでございます。

第33号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）でございます。

本議案は、国の施策である子育て世帯生活支援特別給付金の事務を早急に執行する必要があることから、その経費といたしまして令和3年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ112億6,323万円とする補正予算を本年4月16日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第34号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、川尻工区における防潮堤の側道整備に伴い町道を廃止する必要がありますことから、川尻地内の3路線について路線廃止をお認めいただくとするものでございます。

第35号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、川尻工区における防潮堤の側道整備に伴い町道を認定する必要がありますことから、川尻地内の2路線について町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします5議案の概要でございます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）の内容を御説明申し上げます。

議案書の13ページと14ページ、また別冊となっております令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）、そして令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算の内容でございますが、この補正予算は新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が給付されることとなり、またこの給付金事業に関しまして、令和3年4月14日に当該事業の実施主体である県から給付手続等に係るスケジュールが示され、県のスケジュールに沿った迅速な支援を行うため予算措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業であり、迅速に支援を行うため、議会を開催していただくいとまがない中での対応せざるを得ない状況が生じたので、議案書の14ページにございますとおり、令和3年4月16日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,323万円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

15款県支出金につきましては、20万9,000円の増額でございます。これは、2項2目民生費県補助金におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金20万9,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

3款民生費につきましては、20万9,000円の増額でございます。これは、2項1目児童福祉総務費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に係る経費を計上するものでございます。

なお、子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費につきましては、全額実施主体である県からの補助金を財源にするものでございます。

以上が第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第31号議案、第32号議案について御説明申し上げます。

第31号議案、第32号議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、第31号議案、吉田町税条例等の一部を改正する条例、第32号議案、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第3項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

初めに、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案の1ページから8ページまでと参考資料ナンバー1を御覧ください。

今回の改正につきましては、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、軽自動車税の環境性能割の税率区分や税負担軽減措置等の見直しでございます。

参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

第1条、吉田町税条例の一部改正でございます。

第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴い、規定を整備するものでございます。給与所得者が申告書の提出の際に、給与支払者が電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じているなど一定の要件を満たす場合には、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものでございます。

第36条の3の3の改正は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、前条と同様に電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴う規定の整備でございます。

2ページを御覧ください。

第53条の8の改正は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備でございます。

第53条の9の改正は、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴う規定の整備でございます。

3ページを御覧ください。

第81条の4の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率に関する読替規程が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

附則第10条の2は、わがまち特例で定める割合の規定で、法律改正に併せて改正するもので、条例の項ずれによる改正でございます。

5ページから6ページを御覧ください。

附則第11条の2の改正は、土地の価格の特例について法律改正に併せて改正するものでございます。令和4年度分または令和5年度分の固定資産税に限り、地価の下落修正措置を講じた課税標準とするものでございます。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する固定資産税の特例について法律改正に併せて改正するものでございます。令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を講ずるものでございます。

9ページを御覧ください。

附則第13条の改正は、農地に対して課する固定資産税の特例について附則第12条の改正と同様、評価替えに伴う調整措置でございます。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例について法律改正に併せて改正するものでございます。不動産所得税の税率の特例措置が3年間延長されること、また住宅用地等の宅地評価土地について課税標準を2分の1とする特例を3年間延長するものでございます。

10ページを御覧ください。

附則第 15 条の 2 の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期間が 9 か月間延長されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

附則第 15 条の 2 の 2 の改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する読替規程が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。

11 ページを御覧ください。

附則第 16 条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち 50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限が 2 年間延長されたことに伴う規定の整備でございます。

14 ページを御覧ください。

附則第 16 条の 2 の改正は、法律改正に伴う項ずれに対応したものでございます。

15 ページを御覧ください。

附則第 25 条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長に伴う規定の整備でございます。

第 2 条、吉田町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第 2 条の改正は、法律改正に併せて改正するもので、項ずれの反映でございます。

17 ページを御覧ください。

附則でございます。

第 1 条において、本条例は地方税法の施行期日に併せ、施行期日を令和 3 年 4 月 1 日としております。

第 2 条においては、町民税に関する経過措置について定めております。

第 3 条においては、固定資産税に関する経過措置について定めております。

第 4 条においては、軽自動車税に関する経過措置について定めております。

続きまして、第 32 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

提出議案 9 ページから 12 ページと参考資料ナンバー 2 を御覧ください。

参考資料により御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

附則第 2 項、附則第 3 項及び附則第 4 項の改正は、わがまち特例の規定について法律改正に併せて改正するもので、項ずれの整備でございます。

1 ページから 3 ページにかけて附則第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項及び第 10 項の改正は、法律改正に併せて改正するもので、固定資産税と同様に土地に関する特例措置を 3 年間延長するための改正でございます。

3 ページの最下段から 4 ページを御覧ください。

附則第 11 項の改正は、農地に対して課する特例適用期間を延長するものでございます。

附則第 15 項の改正は、法律改正に併せた項ずれによる改正でございます。

5 ページを御覧ください。

附則第 16 項の改正は、令和 3 年度の評価替えに伴う土地に係る都市計画税の負担についての調整措置でございます。

附則でございます。

第1項は、施行期日を地方税法等の施行期日に併せ、令和3年4月1日と定めるものでございます。

第2項では、経過措置を定めてございます。

以上、第2回議会臨時会に上程いたしました議案2件につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

建設課からは、第34号議案及び第35号議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第34号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の15ページ、16ページ及び参考資料ナンバー3を御覧ください。

本案は、道路法第10条第3項の規定に基づき町道の路線を廃止しようとするもので、川尻工区における防潮堤の側道整備に伴い、3つの路線を廃止しようとするものでございます。

資料の1ページ、2ページを御覧ください。

1つ目の路線は、前田浜河原2号線で延長が491.8メートル、幅員が5メートルから7メートルでございます。この路線につきましては、終点を変更するため一旦廃止をお願いするものでございます。

続いて、資料の3ページ、4ページを御覧ください。

2つ目の路線は、川尻中橋線で延長が231メートル、幅員が5メートルから9.6メートルでございます。

続いて、資料の5ページ、6ページを御覧ください。

3つ目の路線は、川尻松原4号線で延長が369.8メートル、幅員が3メートルから5.8メートルでございます。

川尻中橋線及び川尻松原4号線につきましては、防潮堤の側道整備に伴い、路線を整理するため廃止をお願いするものでございます。

次に、第35号議案 町道の路線認定について御説明いたします。

議案書の17ページ、18ページ及び参考資料ナンバー4を御覧ください。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定しようとするもので、川尻工区における防潮堤の側道整備に伴い、2つの路線を認定しようとするものでございます。

資料の1ページ、2ページを御覧ください。

1つ目の路線は、前田浜河原2号線で延長が519.8メートル、幅員が5メートルから9.6メートルでございます。先に廃止の説明をさせていただきました路線でございまして、この後説明いたします川尻防潮堤側道1号線への接続のため、終点を延伸して再度認定をお願いするものでございます。

続いて、資料の3ページ、4ページを御覧ください。

2つ目の路線は、川尻防潮堤側道1号線で延長が704.4メートル、幅員が6メートルから15.4メートルでございます。今年度防潮堤の側道として築造予定の道路のうち、東臨港橋から第2号橋梁までの区間を新たな路線として認定をお願いするものでございます。

建設課からの2議案につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時55分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから第31号議案についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関係すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから第32号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

これから第33号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き歳出の質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑に至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本案の質疑を終結したいと思います。また疑義がございますようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で第 33 号議案の質疑を終わります。

これから第 33 号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第 34 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 6、第 34 号議案 町道の路線廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第7、第35号議案 町道の路線認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

当局の皆さんにつきましては、ここで御退席をいただき、議会の組織構成が決定次第御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

議員の皆さんは、ただいまから全員協議会を開催いたしますので、第2会議室へお集まりください。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時08分

○副議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここからは、議長に代わりまして副議長の私が議事を進めさせていただきます。

---

◎日程の追加について

○副議長（大石 巖君） 議長、増田剛士君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。

議長辞職の件を日程に追加をし、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたします。

---

◎議長辞職の件

○副議長（大石 巖君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、増田剛士君の退場を求めます。

〔議長 増田剛士君退場〕

○副議長（大石 巖君） それでは、事務局長から辞職願を朗読をさせます。

〔議会事務局長 八木寿彦君朗読〕

○副議長（大石 巖君） お諮りをいたします。

増田剛士君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） それでは、異議なしと認めます。

したがって、増田剛士君の議長辞職を許可することを決定をいたします。

増田剛士君の退場を解きます。入場してください。

〔13番 増田剛士君入場〕

○副議長（大石 巖君） ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催をしますので、第2会議室へお集まりをいただきたいと思います。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時27分

○副議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。

---

◎日程の追加について

○副議長（大石 巖君） ただいま議長が欠けました。

お諮りをいたします。

議長の選挙を日程に追加をし、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加をし、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたします。

---

◎議長選挙

○副議長（大石 巖君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人は2番、楠元由美子君、3番、盛純一郎君を指名をいたします。

投票用紙をお配りをいたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大石 巖君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

2番、楠元由美子君及び3番、盛純一郎君、点検をお願いをいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（大石 巖君） よろしいですか。

それでは、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

単記無記名ということで記入をお願いをいたします。

書き終わりましたら番号順に、2番から順番に投票をお願いをしたいと思います。

〔投票〕

○副議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（大石 巖君） よろしいですね。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

2番、楠元由美子君、3番、盛純一郎君、開票の立会いをお願いをいたします。

〔開票〕

○副議長（大石 巖君） それでは、選挙の結果を報告をいたします。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、大石 巖君 6 票、増田剛士君 5 票、白票 1 票という内容になります。

この選挙の法定得票数は 3 票というふうになっておりますので、したがって大石 巖君が議長に当選をされました。

〔議場開鎖〕

---

◎議長就任挨拶

○議長（大石 巖君） ただいま議長に当選をいたしました大石 巖です。

ここで当選の承諾と就任の挨拶をさせていただきます。

〔議長 大石 巖君登壇〕

○議長（大石 巖君） 先ほど全員協議会で私の所信について表明をさせていただきましたが、皆さんからの御支持をいただきまして議長に就任をさせていただくことができました。

ここで御挨拶を一言申し上げます。

先ほどもお話ししましたように、今コロナウイルスの感染が拡大をしているということで、町民の皆さん、大変暮らしや営業の点で心配をされている方が大勢おりますし、そうした皆さんの声を町政に反映させる、そのためのこの町議会の役割は非常に大きいと思います。町民の福祉の向上、そして町の発展を第一義として質の高い議会活動を目指してまいります。開かれた議会に向けまして町民の皆さんへの情報提供や意見交換の場を活発に進めてまいりたいと思います。

また、私は日本共産党という政党として議員になりました。しかし、議長としては皆さんの御意見をまとめさせていただく、あるいは議会を代表するという形になりますので、私の主義、主張については公平性を担保する立場から、極力そういう点については私の主義、主張は議会運営には持ち込まないという点について努力をさせていただきます。ぜひ皆さんの御協力をよろしくお願いをしたいと思います。

粉骨砕身という言葉があります。これまで以上に議会運営に取り組む決意を表明をいたしまして、就任の挨拶といたします。よろしくお願ひします。

これからは、今まで副議長の職として議長選挙を行ってまいりましたが、これからは議長として議事を進めていきます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催をいたしますので、第 2 会議室にお集まりをいただきたいと思います。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 54 分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

---

◎日程の追加について

○議長（大石 巖君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。

副議長の選挙を日程に追加をし、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定しました。

---

◎副議長選挙

○議長（大石 巖君） 追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人は4番、中田博之君、5番、平野積君を指名をいたします。

投票用紙をお配りをいたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大石 巖君） 投票用紙の配付漏れはありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

4番、中田博之君、5番、平野 積君、点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大石 巖君） それでは、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

2番から順番に投票をお願いをしたいと思います。

〔投票〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

4番、中田博之君、5番、平野 積君は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大石 巖君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 11 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、蒔田昌代君 4 票、平野 積君 6 票、山内 均君 1 票、以上です。無効投票は白票です。

この選挙の法定得票数は 3 票となります。

したがって、平野 積君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開けます。

〔議場開鎖〕

○議長（大石 巖君） ただいま副議長に当選をされました平野 積君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして当選の告知を行います。

---

◎副議長就任挨拶

○議長（大石 巖君） 平野 積君から副議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いをしたいと思います。

〔副議長 平野 積君登壇〕

○副議長（平野 積君） 平野でございます。

このたび副議長に御指名いただきましてありがとうございます。

私は、先ほど全員協議会で申しましたように議会改革を真剣に進めていきたいというふうと考えております。皆さんと共によりよき議会をつくっていくことに邁進していきます。

副議長になった以上は、副議長として何がやれるのかということを含めて、しっかりと責務を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大石 巖君） ここで資料配付のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

---

◎日程の追加について

○議長（大石 巖君） お諮りをいたします。

議席の一部変更を日程に追加をし、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに行うことを決定をいたします。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長（大石 巖君） それでは、追加日程第1、議席の一部変更を行います。

議長及び副議長の選挙に伴いまして、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更をします。

この変更に伴う議席番号及び氏名を事務局長より朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長 八木寿彦君朗読〕

○議長（大石 巖君） ただいま事務局長朗読のとおり指定をいたします。

席の移動をお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。

次の日程は、常任委員会委員の選任を行う予定です。このため、休憩時間中に全員協議会を開催をしまして調整をお願いをいたします。

本会議再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時38分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎常任委員会委員の選任

○議長（大石 巖君） 日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定によりまして、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に常任委員会を開催をしまして、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いをいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告をお願いをします。

この報告があり次第、全員協議会を開催をしまして、議会運営委員会委員の選任を行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午後 1時45分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。

各常任委員会から正副委員長互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長には8番、山内 均君。副委員長に7番、三輪美由紀君。

産業建設常任委員会の委員長に6番、蒔田昌代君。副委員長に2番、楠元由美子君。

以上のとおり各常任委員会で決定をされた旨、報告を受けました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大石 巖君） それでは、日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によりまして、お手元に配りました名簿のとおり指名をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元にお配りをしました名簿のとおり選任をすることと決定をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に議会運営委員会を開催をし、委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長及び副委員長の互選をお願いをいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告をお願いをします。

再開は、報告を受け次第となりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時10分

- 議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。  
ただいま議会運営委員会から正副委員長互選の結果を報告を受けました。その結果を報告いたします。  
委員長には八木 栄君、副委員長に山内 均君。  
以上のおおりに決定された旨、報告を受けました。
- 

◎日程の追加について

- 議長（大石 巖君） 次に、お諮りをいたしますが、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました議会閉会中の継続調査の申出がありました。  
議会閉会中の継続調査についてを日程に追加をし、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
したがって、議会閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることと決定をします。
- 

◎議会閉会中の継続調査について

- 議長（大石 巖君） 日程第1、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。  
お諮りいたします。  
委員長からの申出のおおりに議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。  
よって、委員長からの申出のおおりに議会閉会中の継続調査とすることを決定いたします。  
ここで暫時休憩といたします。  
休憩中に全員協議会を開きますので、第2会議室にお集まりください。  
再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

- 議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） これまで皆さんに大変御審議をいただきました。

以上で令和3年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了をいたしました。

閉会に当たりまして町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 私も皆様もそうでございますけれども、4年の任期の半分を通過いたしました。アメリカの言葉で、こんな言葉がございます。ポリティシャンとステーツマンでございませうけれども、ポリティシャン、政治屋は次の選挙を考え、政治家は次の世代を考えるとこんな言葉がございます。皆様もそうでございますけれども、私も次の世代のことを考える政治家であってほしいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

---

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了いたしました。無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

---

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） これで令和3年第2回吉田町議会臨時会を閉会します。

御協力いただき、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午後 2時32分